



日医発第 1126 号 (地域)  
令和 6 年 9 月 27 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

細 川 秀 一

(公印省略)

#### 内閣府「津波防災の日」「世界津波の日」ポスターについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

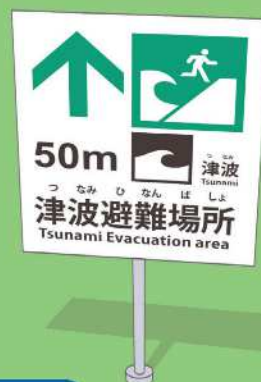
平成 23 年 6 月に制定された「津波対策の推進に関する法律」において、津波対策について国民の理解と関心を高めるため、11 月 5 日が「津波防災の日」と定められております。また、平成 27 年 12 月には、第 70 回国連総会本会議で 11 月 5 日を「世界津波の日」と定める決議が全会一致で採択されました。

今般、内閣府は「津波防災の日」及び「世界津波の日」の認知度向上と津波対策に対する国民の理解と関心を高めるため、ポスターを作成したとの事で、災害対策基本法上の「指定公共機関」である本会に対しても周知方依頼がありました。

令和 4 年度より、本会からのポスターの周知は電子媒体となりますので、内閣府津波防災特設サイト (<http://tsunamibousai.jp/>) に掲載されたポスターをダウンロード・印刷の上、ご活用の程お願いいたします。

地震や津波から、  
あなたや大切な人を守るために

“逃げる”ことは、“守る”こと



11月5日は  
津波防災の日  
世界津波の日

